

長野県における政策税制について

区分	条例名	目的	税目	内容		事業担当課	適用件数・減税額 (H26実績)	適用期限
				税率等	対象条件等			
政策減税	創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例	創業等の応援	法人事業税	創業(事務所開設)から3年間:全額免除 4年目:2/3免除 5年目:1/3免除	【創業】 ○県内で新たに設立した中小法人(資本金1,000万円以下)	産業立地・経営支援課	【件数】 127件 【減税額】 9,639千円	平成25年4月1日から平成28年3月31日までに創業・設立したもの (制度創設 創業、NPO:H15.4) (" 事務所等開設:H18.4)
					【事務所等開設】 ○県内に住所を有する者を1人以上雇用し、かつ、次のいずれかに該当 ①県外法人が新たに県内に中小法人を設立し、事業開始 ②県外中小法人が県内に本社移転し、事業開始 ③県外で事業を行う個人が県内に中小法人を設立し、事業開始		【件数】 2件 【減税額】 782千円 【雇用者】 11人	
					【NPO設立】 ○新たに設立したNPO法人		【件数】 15件 【減税額】 672千円	
	障がい者の雇用を応援	法人事業税 個人事業税	1/2減税 (上限30万円)	○H25.4以降新たに障がい者を雇用 ○法定雇用率達成事業所もしくは常時雇用労働者数49人以下の事業所	労働雇用課	【件数】 7件 【減税額】 1,012千円 【雇用者】 15人	【法人】平成25年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 【個人】平成26年度分から平成28年度分 (制度創設 H18.4)	
	消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例	消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等を応援	法人事業税 個人事業税	1/2減税 (上限10万円)	○「消防団協力事業所表示制度」に基づく消防団協力事業所 ○県内の事業所等において消防団員が下記の数以上 資本金3,000万円以下の法人及び個人 2人 資本金3,000万円超1億円以下の法人 3人 資本金1億円を超える法人 5人	消防課	【件数】 45件 【減税額】 3,848千円	
県税条例	新たな公益サービスの担い手であるNPO法人の活動を支援	法人県民税(均等割)	減免 (21,000円)	○設立から5年を経過する日の属する事業年度までの間で収益事業が赤字の場合	県民協働課	【件数】 79件 【減税額】 1,572千円	期限なし (制度創設 H15.4)	
		不動産取得税	課税免除	○設立から5年以内に本来事業用の不動産を取得した場合		【件数】 1件 【減税額】 98千円		
		自動車取得税	課税免除	○設立から5年以内に本来事業用の自動車を無償で取得した場合		なし		
信州ものづくり産業投資応援条例	製造業等のものづくり産業を営む法人等の県内投資を応援	不動産取得税	課税免除	○建物・機械設備の取得額が1億円以上で増加雇用者数が5人以上いる法人又は個人(大企業は10人以上)	産業立地・経営支援課	【件数】 26件 【減税額】 112,473千円	平成17年4月1日から平成30年3月31日までの取得 (制度創設 H17.4)	
超過課税	県税条例	中小企業の振興と産業基盤の整備	法人県民税(法人税割)	4.0% (0.8%の超過)	【中小法人に対する配慮】 資本金1億円以下で、かつ、法人税額が1,000万円以下の法人に対しては、標準税率(3.2%)を適用	財政課	11.6億円	平成28年10月31日までの間に開始する各事業年度 (制度創設 S50.11)
	長野県森林づくり県民税条例	森林づくりの実施その他の施策	個人・法人県民税(均等割)	【個人】 年額500円 【法人】 均等割額の5%	【個人】県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 【法人】県内に事務所等を有している法人	森林政策課	6.7億円	【個人】平成29年度分まで 【法人】平成30年3月31日までに開始する各事業年度 (制度創設 H20.4)

※政策税制の条例名及び内容は現在のもの

全国の法定外税、超過課税の状況について(都道府県分)

平成27年1月現在(総務省資料から)

区分	税目	目的	実施団体	
法定外普通税	石油価格調整税	石油製品価格の安定	1団体 沖縄県	
	核燃料税 (核燃料等取扱税、核燃料物質等取扱税)	生活環境整備、原子力安全・民生安定対策等	12団体 北海道、青森県、宮城県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県 *福島県は平成24年12月30日をもって失効	
	臨時特例企業税	税込安定	*神奈川県は平成21年3月31日をもって失効	
法定外目的税	産業廃棄物税(一〇一処理税、一〇一埋立税、一〇一処分場税、一〇一減量税、循環資源利用促進税、資源循環促進税)	産業廃棄物の抑制、減量化、再生利用等	27団体 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
	宿泊税	観光振興	1団体 東京都	
	乗鞍環境保全税	乗鞍地域の環境保全	1団体 岐阜県	
超過課税	道府県民税	均等割	35団体 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県(個人のみ)(※)、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
			産業振興、セーフティネットの確保	1団体 大阪府(法人のみ)
		個人所得割	水環境保全・再生	1団体 神奈川県(※)(所得割4.025%)
		法人法人税割	中小企業振興・産業基盤整備(長野県)等	46団体 (静岡県を除く全ての都道府県)
	法人事業税	防災、産業対策、基盤整備等	8団体 宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県	
	自動車税	グリーン化税制	1団体 東京都:ディーゼル車への重課(10%)を標準より1年早く実施(【標準】11年を超えるもの【東京】10年を超えるもの) *平成26年度まで	

(※) 神奈川県は水環境保全・再生のため、均等割と所得割の超過課税を実施

＜創業等に係る県税の特例措置の変遷＞

地方法人特別税(国税)※の創設

年度	平成15年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
条例名称	県税条例 (H18. 3. 31で適用期限切れ)		信州に安全・安心・安定を もたらす県民を応援する県 税の特例に関する条例【新 設】		創業等を行う中小法人等を 応援する県税の特例に関す る条例 【改称】		創業等を行う法人等を応援 する県税の特例に関する条 例 【改称】							
【創業】＜課税免除＞														
対象	資本金1千万円以下の株式会社等		→		→		→		→		→		→	
	H15. 4. 1からH18. 3. 31までの間に創業		H18. 4. 1からH21. 3. 31までの間に創業		H21. 4. 1からH24. 3. 31までの間に創業		H25. 4. 1からH28. 3. 31までの間に創業							
期間	創業から5年間		→		→		→		→		→		→	
内容	事業税全額を免除		→		→		所得400万円以下に係る事業税を免除		→		→		創業から3年間：全額免除 4年目：2/3を免除 5年目：1/3を免除	
【事務所等設立】＜課税免除＞														
対象	/		増加する雇用者の数が1人以上で、 ①県内に事務所等を有しない法人が、県内に主たる事務所等を有する中小法人を設立、事業開始 ②県内に事務所等を有しない中小法人が、県内に主たる事務所等を設け、事業開始 ③県内に事務所等を有しない個人が、県内に主たる事務所等を有する中小法人を設立、事業開始 のいずれかを満たす場合		→		→		→		→		→	
期間			設立（事務所開設）から3年間		→		→		→		→		→	
内容			事業税全額を免除		→		→		所得400万円以下に係る事業税を免除		→		→	
【NPO設立】＜課税免除＞														
対象	H15. 4. 1からH18. 3. 31までの間に設立		H18. 4. 1からH21. 3. 31までの間に設立		H21. 4. 1からH24. 3. 31までの間に設立		H25. 4. 1からH28. 3. 31までの間に創業							
期間	設立から5年間		→		→		→		→		→		→	
内容	事業税全額を免除		→		→		→		→		→		創業から3年間：全額免除 4年目：2/3を免除 5年目：1/3を免除	
【障がい者雇用】＜不均一課税＞														
対象	/		資本金1千万円以下の法人・個人 常時雇用する労働者が55人以下 常時雇用する障がい者が1人以上		→		→		→		→		→	
期間			障がい者を雇用している年度		→		→		→		→		→	
内容			事業税を1/2の税率で計算(10万円上限)		→		→		→		→		→	
【母子家庭の母雇用】＜不均一課税＞														
対象	/		資本金1千万円以下の法人・個人 以下を満たす母子家庭の母を雇用 ・児童扶養手当を受給 ・ハローワーク等による紹介 ・その他知事が定める要件		→		→		→		→		→	
期間			母子家庭の母を雇用している年度		→		→		→		→		→	
内容			事業税を1/2の税率で計算(10万円上限)		→		→		→		→		→	

同左で1年延長

※地方法人特別税の導入に伴う事業税の税率の変化

所得金額	導入前	導入後(20.10.1以降開始の事業年度に適用)				導入後(26.10.1～)	
400万円以下	5.0%	2.7%	→	→	→	→	3.4%
400超800万円以下	7.3%	4.0%	→	→	→	→	5.1%
800万円超	9.6%	5.3%	→	→	→	→	6.7%

長野県独自の減税施策実績一覧表（年度別）

【H27.8.31現在】

（単位：千円）

区分	NPO活動支援税制						信州ものづくり産業投資支援税制		創業等応援減税（県民応援減税）								創業促進税制		消防団協力事業所応援減税				合計			
	県税条例						信州ものづくり産業投資支援税制		創業等応援減税（県民応援減税条例）								県税条例		消防団協力事業所応援減税条例							
減免税目	法人県民税（均等割・減免）		不動産取得税（課税免除）		自動車取得税（課税免除）		不動産取得税（課税免除）		創業促進		障害者の雇用の雇用		母子家庭の母の雇用		環境への取組（H24廃止）		環境負荷の少ない自動車（H21期限切れ）		法人事業税（課税免除）（H17期限切れ）		法人・個人事業税（不均一課税）					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	台数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H15	39	658	0	0	2	159												2	23					43	840	
H16	86	1,324	14	3,131	5	383												71	24,080					176	28,918	
H17	125	2,151	28	6,923	0	0	3	5,011										148	42,686					304	56,771	
H18	146	2,571	10	3,526	1	25	42	430,256	3	74				16	1,464			213	69,504					431	507,420	
H19	166	3,062	12	3,302	0	0	91	516,034	28	3,876	23	1,778	5	411	18	1,548	22,897	153,578	212	76,990	0	0	0	0	23,452	760,579
H20	155	3,035	19	6,041	0	0	101	517,361	6	35	19	1,575	11	1,066	5	401	48,546	327,071	196	125,644	12	962	2	174	49,137	1,001,839
H21	158	3,156	13	2,842	0	0	43	163,985	77	10,757	15	1,145	4	400	1	100	25,700	173,622	144	41,408	8	578	3	295	26,166	398,288
H22	125	2,579	17	4,235	0	0	47	274,701	111	7,249	13	891	6	571	1	100			83	11,278	18	1,089	4	269	425	302,962
H23	117	2,295	5	961	0	0	9	17,562	126	14,390	10	523	4	302	2	104			24	3,443	35	2,105	1	100	333	41,785
H24	92	1,955	5	1,389	0	0	9	52,820	157	15,499	10	718	7	466	1	100			5	161	30	2,052	2	115	318	75,275
H25	80	1,543	0	0	0	0	8	17,190	140	12,009	12	785	6	417	1	42					29	1,963	3	296	279	34,245
H26	79	1,572	1	98	0	0	26	112,473	144	11,093	7	1,012	6	1,111							42	3,568	3	280	308	131,207
H27	54	1,110							83	4,146	4	628	4	743							17	1,574	3	300	165	8,501
総数	1,422	27,011	124	32,448	8	567	379	2,107,393	940	97,602	113	9,055	53	5,487	45	3,859	97,143	654,271	1,098	395,217	191	13,891	21	1,829	101,537	3,348,630
									(170)	(7,987)									(333)	(42,984)					(2,057)	(110,997)

※下段の（ ）はNPO法人分でうち書。

政策税制（課税免除・不均一課税）の導入の視点

1 負担の公平性の視点

税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、住民の理解を得る必要がある。

(1) 納税者間の公平性

措置を受ける対象者とその他の納税者との間に、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないように留意すべきである。

(2) 業種間の公平性

対象業種を限定する場合は、産業施策に従い、どのような産業を育成すべきかビジョンを明確にした上で、対象業種を選定することが必要である。

(3) 事業規模の公平性

資本金などにより対象者を限定する場合は、事業規模で制約する合理的な理由を明確にする必要がある。

(4) 地域間の公平性

対象地域を限定する場合は、特定の地域だけに軽減措置を適用する理由を明確にし、対象外の地域の納税者の理解が得られない税の格差が生じないように留意すべきである。

(5) 他の税制度との均衡

税の軽減措置については、他の課税免除、不均一課税及び非課税等特別措置との均衡を考慮した上で、税率や軽減期間を設定すべきである。

2 手段の適切性の視点

施策を実現するためには、税制の他に補助金等の経済手法や、規制手法、情報手法などさまざまな手法があり、税制はその補完的手段の一つに過ぎない。

税制手法を活用するにあたっては、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきである。

税制を導入する場合においても、他の手法と組み合わせて施策を実施すべきである。

3 効果の視点

まず、具体的な施策目標がはっきりしていることが前提となる。

その上で、税の軽減措置により、施策目的が達成されるか検証することが重要であるため、施策実現にあたり、どれだけ効果があったのかについて検証しなければならない。

(1) 軽減要件の組み合わせの視点

税の軽減要件は、政策の目的に応じて、対象者の実態等を踏まえ、対象をできる限り絞った上で、効果的に様々な要件を組み合わせることに留意すべきである。

(2) 費用対効果の視点

税の軽減による費用（減収額）と効果は、バランスが取れていなければならない、より少ない費用でより高い効果を得られる税目や軽減要件を採用しなければならない。

(3) 国税・市町村税との一体性の視点

政策税制を効果的に実施するために、国税・市町村税とあわせた時にどういった優遇措置になるのかを検討することが必要である。

4 財政上の視点

税は、基本的には行政が任務を果たすための膨大な額の資金調達の重要な手段であり、その軽減は、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものであるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。